

宅地建物取引士証更新の手続きのご案内

当協会では、沖縄県知事より指定を受けて、宅地建物取引士証の更新などに必要な宅地建物取引業法第22条2に規定されている「宅地建物取引士法定講習」を実施しております。

現在お持ちの取引士証の有効期限が近付いていますので、下記要領に基づき事前に、受講申込みを行い、法定講習を受講されますようご案内申し上げます。

(なお、他団体が実施する法定講習を受講し、取引士証を更新した方、また申込済の方は受講対象となりませんので、本状と行き違いの場合はご容赦ください。)

記

1. 講習日時 **平成31年1月22日(火)**
講習会 午前10時00分 ~ 午後5時00分 **※昼食時間にお弁当を準備しています。**
受付 午前9時15分 ~ 9時50分 **※遅刻した場合は受講出来ません。**

2. 講習会場 浦添市産業振興センター 結の街 3F 大研修室
浦添市勢理客4-13-1 TEL: 098-870-1123

3. 対象者
沖縄県知事及び他都道府県知事登録の宅地建物取引士で下記のいずれかに該当する方

■ 取引士証の更新をしようとする方 (現在お持ちの取引士証の有効期限6ヶ月前より受講できます。)
■ 取引士証の有効期限が切れたため、改めて取引士証の発行を希望する方
■ 宅建試験に合格し、登録後、新たに取引士証の発行を希望する方 (宅建試験に合格した日から、1年以内の方を除きます。)

4. 受講金額
受講料 12,000円

5. 申込期間
平成30年12月21日(金)まで

6. 申込み方法

<窓口(持参)申込みの場合>・・・下記必要書類を持参願います。

- ① 受講申込書
- ② 宅地建物取引士交付申請書(※県証紙4,500円を各銀行にて購入し、必ず貼り付けてください。)
- ③ 受講金額 12,000円
- ④ ア) 現在お持ちの取引士証のコピー1枚(裏面がある場合は裏面もコピー)
イ) 新規の方は、登録通知書のハガキのコピー1枚

※取引士証または登録通知書を紛失した方は、沖縄県建築指導課にて「登録証明書」を発行して頂く必要があります。

- ⑤ 印鑑(認印)

- ⑥ カラー写真3枚(縦3cm×横2.4cm)(顔2cm程度)

※正面向きで上半身、無帽、無背景で、6ヶ月以内に撮影したもの。スピード写真等で写りが不鮮明なもの、5年間の使用に耐えないものは、写真の差替えを求めることがあります。

※カラー写真1枚は、宅地建物取引士交付申請書へご自身で貼付してください。

カラー写真2枚は、受講票及び取引士証に使用します。(裏面に氏名・取引士証登録番号を記入)

※申込受付後、受講票をお渡し致します。講習会当日にご持参ください。

※窓口申込の場合は、必ず事務局☎098-867-6644まで来局日時のご連絡をお願いします。

(不在場合があります。)

<郵送申込みの場合>・・・裏面参照

7. 住所変更等の注意事項・・・裏面参照

<宅地建物取引士法定講習会 受講申込み手続き>

(1) 窓口受付および郵送先

〒900-0015

那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル9F

(公社) 全日本不動産協会沖縄県本部 事務局

電話：098-867-6644 ※受付時間：平日 月～金（10時～16時）

(2) 送付して頂くもの

下記、①～⑥までを簡易書留で最終受付日（消印有効）までに発送してください。

- ① <宅地建物取引士法定講習 受講申込書> 【送付状】
- ② 宅地建物取引士証交付申請書（様式第七号の二の二（第14条の10関係）
※県証紙4,500円を各銀行で購入し、必ず貼り付けてください。
- ③ 受講金額振込書のコピー
受講金額 12,000円
下記口座まで、お振込みください。なお、振込手数料はご負担願います。

振込先	沖縄銀行 本店 普通預金 口座番号 2521981 公益社団法人 全日本不動産協会沖縄県本部
-----	---

- ④ 現在お持ちの取引士証のコピー1枚 ※裏面がある場合は裏面もコピー
- ⑤ カラー写真3枚（縦3cm × 横2.4cm）（顔2cm程度）
※正面向きで上半身、無帽、無背景で、6ヶ月以内に撮影したもの、スピード写真等で写りが不鮮明なもの、5年間の使用に耐えないものは、写真の差替えを求めることがあります。
※カラー写真1枚は、宅地建物取引士交付申請書へご自身で貼付してください。
カラー写真2枚は、受講票及び取引士証に使用します。
（裏面に氏名・取引士証登録番号を記入）
- ⑥ 返信用の封筒
※返信先（差出人）を必ず記入し、切手（82円）を貼付してください。
※後日、当協会から受講票を送付させていただきます。講習会当日にご持参ください。

<注意事項>

- ①宅地建物取引士資格登録簿の登録事項（氏名・住所・本籍・勤務先）に変更がある場合は、沖縄県建築指導課へ変更の手続きをお済ませください。

受講前に変更がなされていない場合、講習後の取引士証の即日交付はできません。

なお、現在宅建業に従事していない方、または従事する予定のない方で、更新を希望されないときは、受講する必要はありません。その場合、宅地建物取引士資格登録は抹消されるという事ではありませんが、更新せずに取引士証の有効期限が満了した場合、速やかに沖縄県建築指導課に返納しなければなりませんのでご注意ください。

- ②申込後は、いかなる場合を問わず受講料、カラー写真の返還はできません。
- ③自然災害等、開催が困難な時は講習日を変更する場合があります。

変更届提出先の所在地は、次のとおりです。

沖縄県土木建築部	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟10階（北側）
建築指導課	電話番号：098-866-2413